

筑波大学法科大学院
令和6年度入学者選抜 法学既修者コース筆記試験

《民事法 出題趣旨》

民法の【第1問】は、(1)では代理人が代理権を濫用し、その後本人が追認も追認拒絶もせず死亡した結果、代理人が本人を共同相続したケースにおいて、代理人以外の相続人が追認しているにもかかわらず代理人が追認を拒絶することの可否を問うものである。(2)では、動産売買先取特権の目的物が譲渡担保の目的となった場合の動産売買先取特権の帰趨について検討することを求めている。

民法の【第2問】は、契約締結上の過失責任について、いかなる事案に適用されるか、根拠・法的性質・賠償範囲など、基本的な理解を確認するとともに、論理的な文章の作成能力を確認することが中心的な出題趣旨である。

民事訴訟法は、民事訴訟法の基本的なテーマである処分権主義に関し、一部請求(残部請求)の可否をめぐるものである。

《刑事法 出題趣旨》

刑法は、まず、動画撮影目的での商品の費消および逮捕免脱目的の暴行につき、窃盗罪の成立を前提に(事後)強盗致傷罪の成否を問うものである。次に、動画撮影目的での警察官に対する偽計行為につき、偽計業務妨害罪の成否を問うものである。また、これらにつき、共同正犯関係の成立および解消の基準を問うものである。

刑事訴訟法は、①刑事訴訟手続における強制処分と任意処分の枠組みを、本件閲覧捜査を通して理解しているかどうかを問うものである。その上で、②本件閲覧捜査について、リモートアクセスによる差押許可状が必要かどうかを論ずることを通じて、刑事訴訟法218条2項が定めるリモートアクセスを理解しているかどうかを問うものである。

《公法 出題趣旨》

最高裁判例に関する確実な知識の基礎の上に、具体的事案をめぐる法的検討を展開できる能力の有無を確認するための出題である。本問における関連判例としては、何といたっても博多駅テレビフィルム提出命令事件(最大決昭和44年11月26日・刑集23巻11号1490頁)への言及が不可欠だが、差押えの主体が司法警察職員である点ではTBS「ギミア・ぶれいく」事件(最二小判平成2年7月9日・刑集44巻5号421頁)に近い面もある。それらの事件で最高裁が示した比較衡量論の適用に当たっては、一方でD新聞社が被るダメージの大きさ、具体的には、「取材の自由」の憲法論上の位置づけ(表現の自由の保護領域の中に含まれるか否か)、差押えがもたらす支障、もう一方で差押えにより実現される公益の大きさ、すなわち当該刑事事件の重要性、差押えが刑事事件解明のため不可欠と言えるか否かなどの点につき検討が求められる。